

## 中国における食品の安全管理制度

1. 安全管理制度の概要
2. トレーサビリティ制度について
3. 品質管理制度について
4. 表示制度について

# 1. 安全管理制度の概要

## 1 - 1 . 中国における食品安全管理の基本法：食品安全法

中国において、食品安全管理の基本法となっているのは、2009年2月28日議決・2009年6月1日施行の「中華人民共和国食品安全法」(以下、食品安全法とする)である。

食品衛生法と食品安全法の大きな違いは、立法目的である。

食品衛生法：身体健康や体質増強

食品安全法：上記を含めた「**生命の安全**」

### 食品安全法

全104条

第一章 総則

第二章 食品安全リスクモニタリングと評価

第三章 食品安全標準

第四章 食品の生産と経営

第五章 食品検査

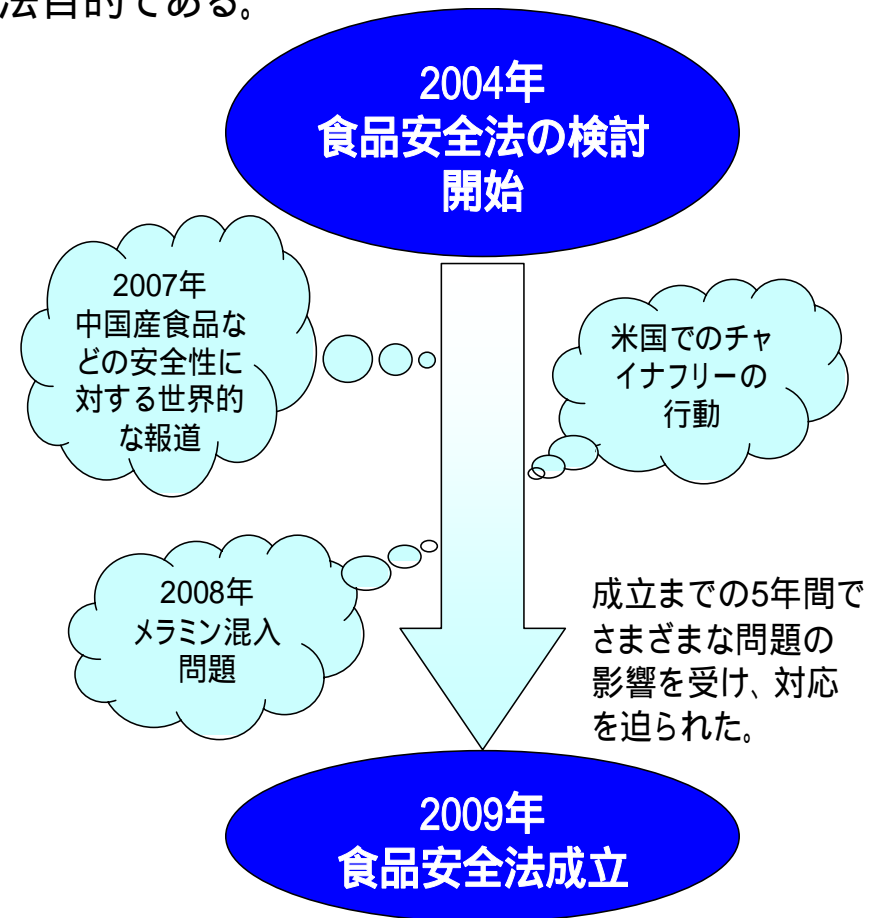
第六章 食品輸出入

第七章 食品安全事故処理

第八章 監督管理

第九章 法律責任

第十章 附則



## 1 - 2 . 生産管理に関する規定

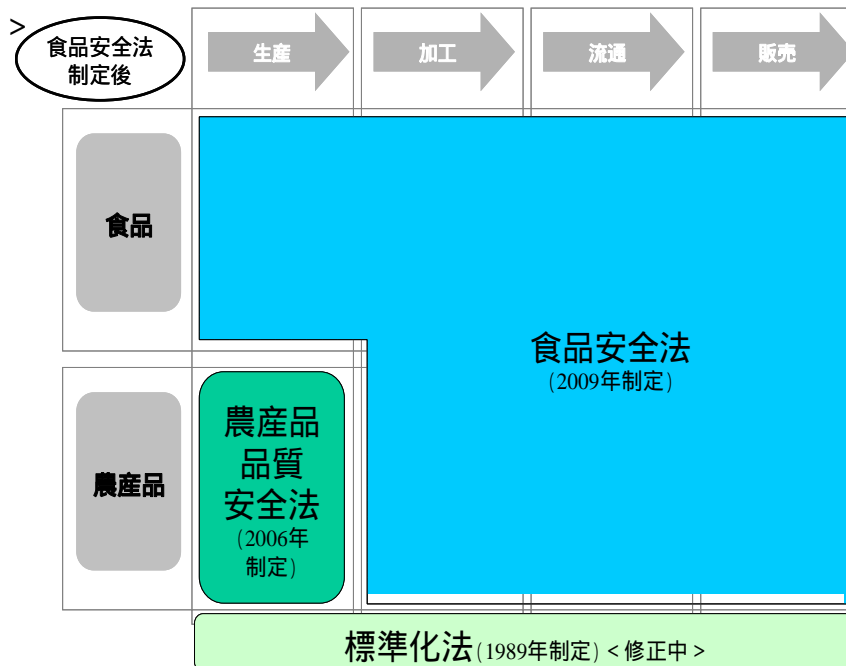
### 食品安全法第2条

(前略)

食用の農産物(以下、食用農産物と略称する)の品質安全管理については、「中華人民共和国農産品品質安全法」の規定を遵守する。ただし、食用農産物の品質安全基準の制定、食用農産物の安全関連情報の公表にあたっては、本法の関連規定を遵守しなければならない。

第2条のポイント: 食用農産物の品質安全管理に適用されるのは「中華人民共和国農産品品質安全法」

< 食品安全法の適用範囲 >



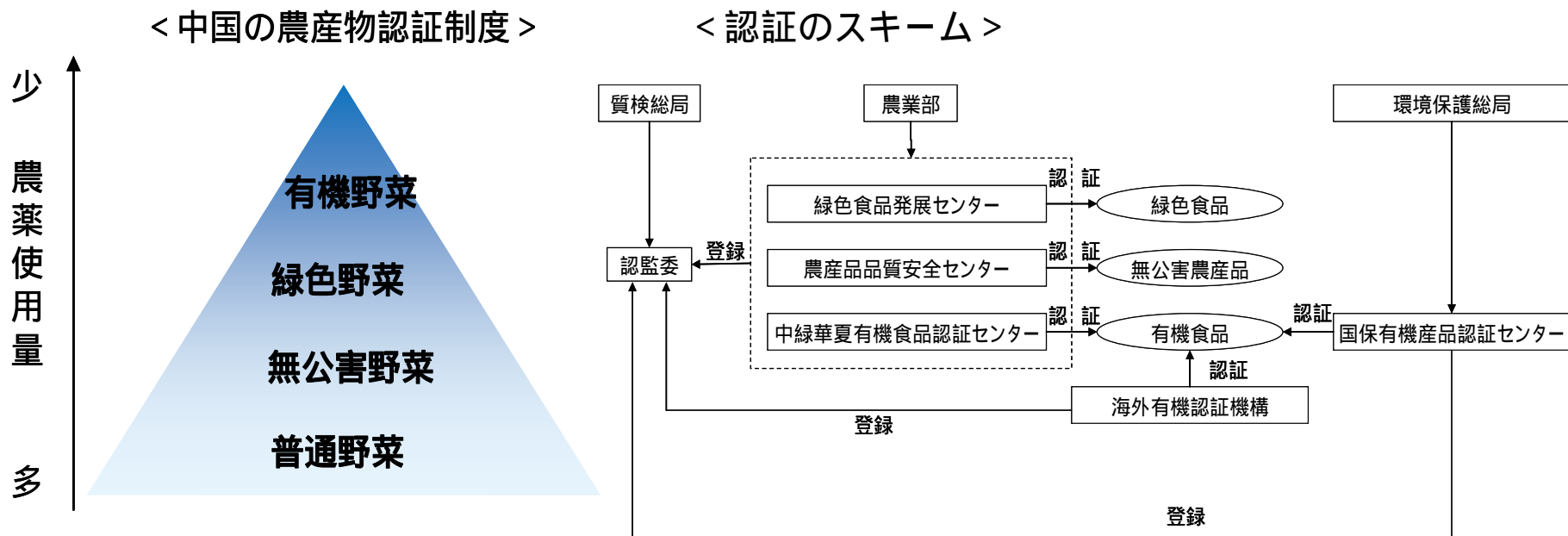
## 1 - 3 . 中華人民共和国農産品品質安全法の概要

制定	2006年
法の目的	農産物の品質安全を保障し、公衆の健康を保護するとともに、農業と農村経済の発展を促す(農産品品質安全法第1条)
法の概要	食用の農産品の生産に関して、安全基準から出荷の際の包装・表示まで全般的に定めている
ポイント	<p>法に基づく行政を推進し、中国の農産物の品質安全管理に係る法律の空白を埋める客観的な要求に基づくものであり、体制の刷新、構造の刷新と管理の刷新を推進するものである</p> <p>農産物の競争力を向上させ、農業の対外開放と国際競争への参加に対応する重大な措置であり、法律規定に厳格に基づき、農業の標準化を推進し、農産物の品質安全に関する水準を高め、中国農産物の競争力の全般的な向上を図る</p> <p>(参照:河原 壽「中国における農産物安全性の動向」)</p>

## 1 - 4 . 農産品品質安全法に基づいた認証制度

農産品品質安全法第三十二条によると、農産物品質安全基準に合致した農産物を生産する生産者は、無公害農産品マークの使用を申請することができる。

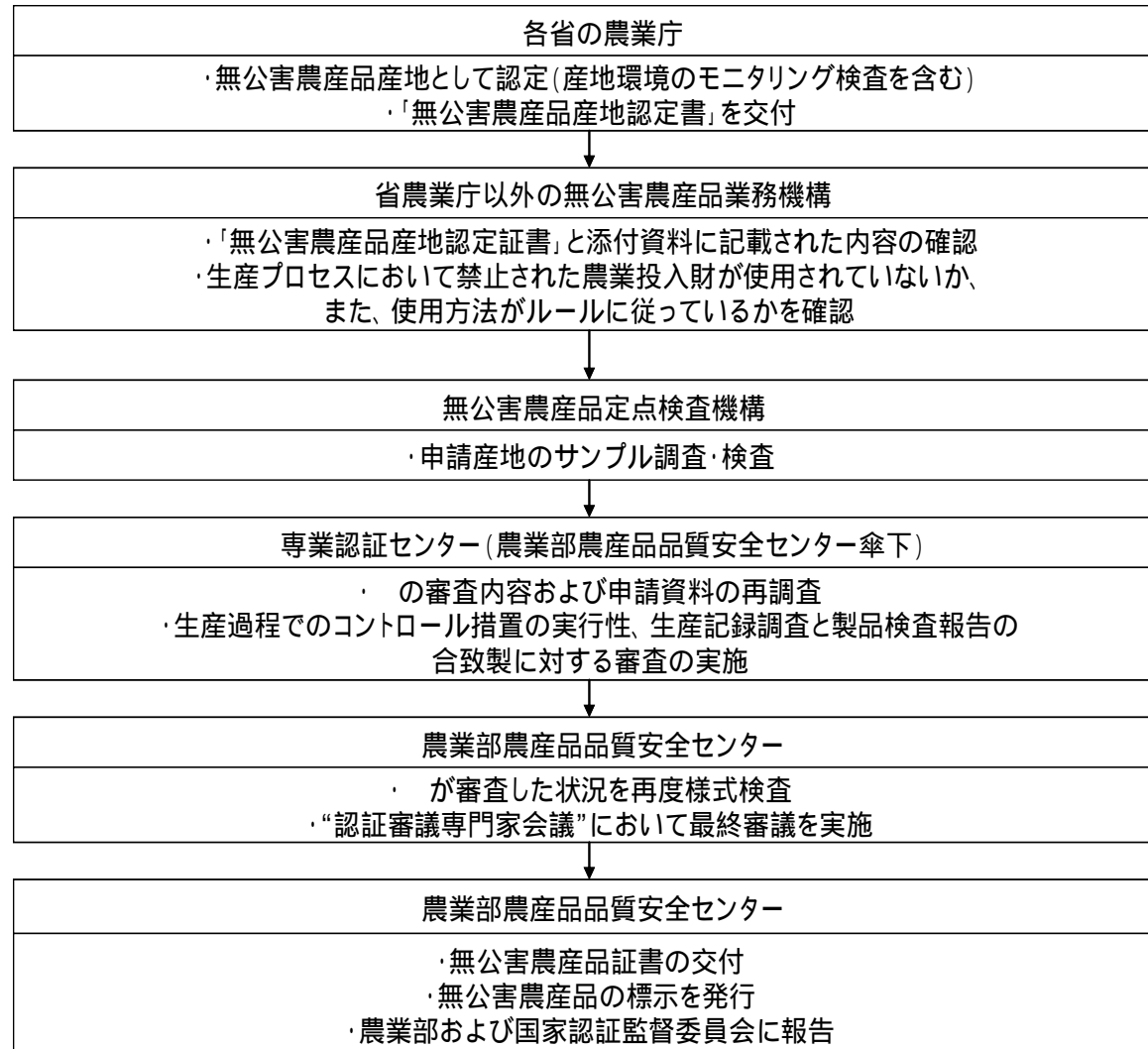
また、同上後段によると、優良農産物基準に合致すれば、生産者は農産物品質マークを使用することができる。



出典：農林水産省「平成19年度農林水産物貿易円滑化推進事業のうち品目別市場実態調査」

## 1 - 5 . 認証の種類とその詳細

< 無公害農産品認証の申請から発行までの手続き >



出典:森 路未央「中国における食品安全政策・政府の管理体制の現状と課題」

## 1 - 6 . 認証の種類とその詳細

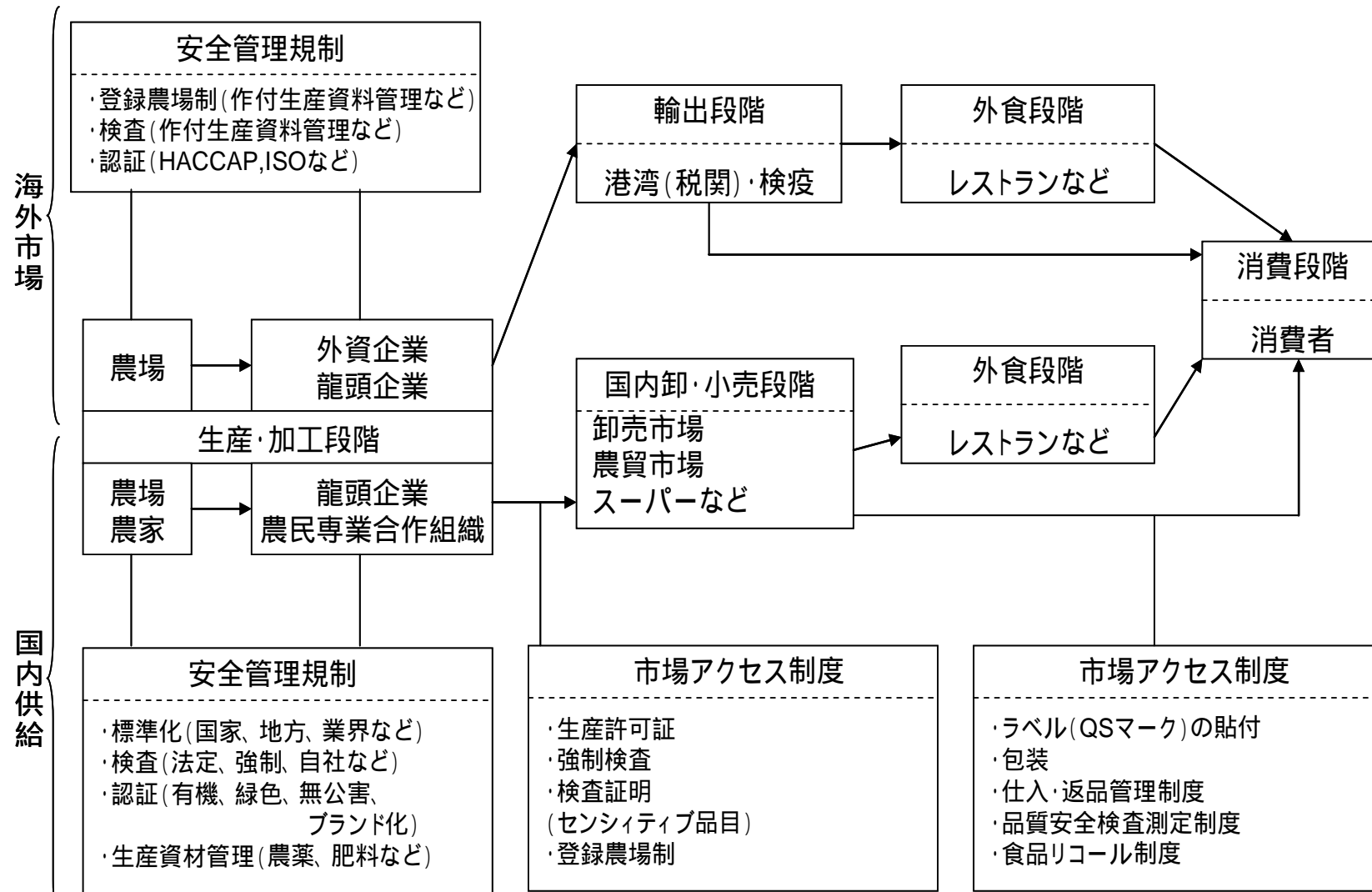
	無公害農産品認証	绿色食品認証	有機製品認証	
概要	「無公害農産品」とは、産地の環境、生産プロセス及び製品の品質が関係する国家標準及び規範の要件を満たすことにより認証を受け、無公害農産品の表示を許可するもの。	「绿色食品」とは、持続可能な発展の原則に従い、化学肥料、農薬の使用量を制限し、有害生産資材の使用を禁止するなど、環境に配慮した特定的方式により生産・製造された食品を指す。	「有機農業」とは、有機農業生産標準に基づき、自然法則及び生態学の原理に従って行われ、遺伝子組み換え技術や化学合成農薬、化学肥料、成長調整剤などの物質を使用せず、持続的発展が可能な一連の営農技術を採用した生産プロセスを維持する農業を指す。「有機製品」は、有機農業の原理及び有機製品の製造、加工標準に基づいて算出される農畜産物、水産物、加工食品、飼料等であり、有機製品認証機構の認証を経た製品を指す。	
基準	生産プロセスにおいて、人工合成された安全な科学農薬、動物用医薬品、肥料、飼料添加物等を量、品種、期間、を限定して使用することを許可しており、国の食品衛生標準を満たすこととされている。	コーデックス委員会の「ガイドライン」に基づく国家農業部「绿色食品標準」に依拠。	IFOAM(国際有機農業運動連盟)が策定した有機農業基準に依拠。	コーデックス委員会の「ガイドライン」に依拠。
制度開始年	2002年	1990年	1994年	2002年
認証主体	「農産物品質安全センター」(農産物質量安全中心)等	「中国绿色食品発展センター」(中国绿色食品発展中心:CGFDC)	「中国有機食品発展センター」(中国有機食品発展中心:OFDC)	「中緑華夏有機食品認証センター」(中緑華夏有機食品認証中心:COFCC)
取得団体数	単位は14,806事業体 産品は23,636件 生産総量は1.44億トン	2,371企業 6,263製品 8,300万トン(2007年)	2000近くの企業	
取得にかかる費用	費用を徴収していない。			
その他特記事項		「AA級」(有機食品と同等レベル)と「A級」(日本の特別栽培(減農薬・減化学肥料栽培)レベル)に分けられる。		
				

参照:石川武彦「中国食品安全法制の新局面」



## 2 . トレーサビリティ制度について

## 2 - 1 . 中国が目指す安全な食品の国内供給システム



出典: 森 路未央「中国における食品安全政策・政府の管理体制の現状と課題」

## 2 - 2 . トレーサビリティ制度について(製造過程)

### 食品安全法第36条

食品製造者は、食品原料、食品添加物、食品関連製品を調達する場合、供給者の許可証および製品合格証明文書を確認しなければならない。

合格証明文書を提出されない食品の原料に対しては、食品安全基準に基づき検査を実施しなければならない。

食品安全基準に適合しない食品原料、食品添加物、食品関連製品を調達又は使用してはならない。

食品製造企業は、食品原料、食品添加物、食品関連製品の入荷確認記録制度を構築しなければならない。食品原料、食品添加物、食品関連製品の名称、規格、数量、提供者の名称および連絡方法、入荷日等の内容を事実の通り記録しなければならない。

食品原料、食品添加物、食品関連製品の入荷確認記録は真実でなければならない。保存期限は二年を下回ってはならない。

### 食品安全法第37条

食品製造企業は、食品出荷検査記録制度を構築しなければならない。出荷する食品の検査合格証と安全状況を確認し、食品の名称、規格、数量、製造日、製造ロット番号、検査合格証番号、購入者の名称および連絡方法、販売日等の内容を事実の通り記録しなければならない。

## 2 - 3 . トレーサビリティ制度について(販売過程)

### 食品安全法第39条

食品販売者は、食品を調達する際、供給者の許可証ならびに食品合格証明 文書を確認しなければならない。

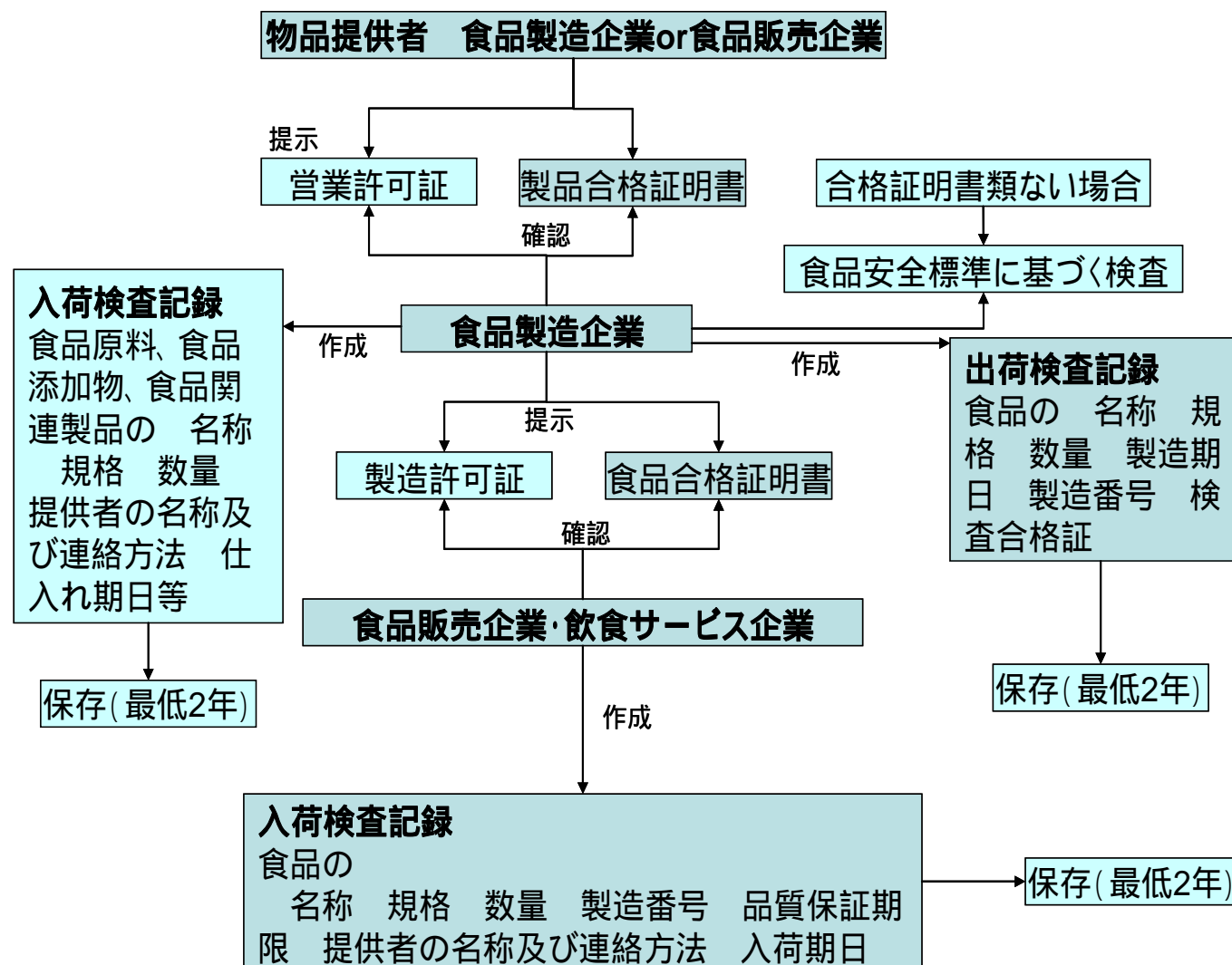
食品販売企業は、食品入荷確認記録制度を構築し、食品の名称、規格、数量、製造ロット番号、品質保証期間、供給者の名称及び連絡方法、入荷日等の内容を事実の通り記録しなければならない。

食品入荷確認記録は、真実でなければならず、保存期限は二年を下回ってはならない。統一的な配送・販売方式を実施する食品販売企業は、企業の本部が統一的に供給者の許可証と食品合格証明文書を確認し、食品入荷確認記録を行うことができる。

食品安全法には、「索票索証」 食品事業者が営業許可証その他必要な書類の提示・確認、取引記録の作成を行うこと を義務付ける規定がある。索票索証の徹底により、食品事故発生時に迅速な商品の回収や早期の原因究明、再発防止処置を行うねらいがある。

食品安全法の規定では、食品事業者間で営業許可証と食品の検査合格証の提示・確認を義務付け、無許可営業や食品安全標準に適合しない安全性に問題のある食品が流通することを防止する措置もセットで講じる形となっている。

## 2 - 4 . トレーサビリティ制度について(イメージ図)



出典:石川武彦「中国食品安全法制の新局面」

## 2 - 5 . トレーサビリティ制度について(参考)

### < 中華経済 > 肉・野菜類のトレーサビリティ制度導入へ 中国 6月15日18時51分配信



11日、中国商務部の姜増偉副部長は、食品の安全問題を話し合うセミナーで、トレーサビリティ制度を中心とした肉・野菜の安全流通制度を構築する考えを明らかにした。写真は北京市郊外の農村に買い付けに来た大手スーパーのバイヤーたち。

2010年6月11日、中国商務部の姜増偉副部長は、食品の安全問題を話し合うセミナーで、トレーサビリティ制度を中心とした肉・野菜の安全流通制度を構築する考えを明らかにした。中国の各メディアが伝えた。

副部長によると、中国政府は3年ほどで中国の36大都市でトレーサビリティ制度を導入し、食品の流通経路を追跡し、責任を追及することができるようにするという。

このほか酒類、家畜や家禽の処理、飲食系企業の信頼性を高めるため、これらの業界に対する監督管理制度も構築する。

(東亜通信)

### 3 . 品質管理制度について

## 3 - 1 . 品質管理制度について

### 食品安全法第33条

国は、食品製造・販売する企業が適正製造規範(GMP)の要求を満たし、危害分析重要管理(HACCP)を実施し、食品安全管理水準を向上させることを奨励する。

適正製造規範(GMP)、危害分析重要管理点(HACCP)認証を経た食品製造・販売企業に対して、認証機関は法に基づき追跡調査を実施しなければならないが、認証の条件に適合しなかった企業に対しては、法に基づいて認証を取り消して、すみやかに関連の品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門に通報し、社会一般に対しても公表する。

認証機関が実施する追跡調査はいかなる費用も徴収しない。

- ・国は、食品製造・販売企業が適正製造規範(GMP)要件を満たすことを奨励し、HACCP(危害分析重要管理点)システムを実施し、食品安全管理水準を向上させることを奨励すると規定している。(注釈)
- ・GMPやHACCPシステムを通じて認証された食品製造・販売企業について、認証機関は、法律に基づいて追跡調査を実施し、認証要件を再度満たさなかった企業に対しては、認証を取り消し、遅滞なく関係行政機関に通報するとともに、社会に公表しなければならない。
- ・認証機関の追跡調査については、いかなる費用も徴収しないとしている。

注釈

1.GMP(Good Manufacturing Practice)

製品の均質化を図り、その安全性と信頼性を高めるために、衛生的、合理的で作業しやすい適切な製造環境の確保のための構造設備標準と、原材料の受入れから製品の包装・出荷までの適切な手順書を作成し、これに則った管理を行う。

2.HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point):

1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理手法である。製造の全工程においてあらかじめ危害を予測し、その危害を防止(予防、消滅、許容レベルまでの減少)するための重要管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録し、異常が認められればすぐに対策をとり解決するため、不良製品の出荷を未然に防止できる。



## 3 - 2 . 品質管理制度について

### 食品安全法第40条

食品販売者は、食品安全を保証する要求に基づいて食品を保管し、定期的に在庫の食品を検査し、変質又は品質保証期間を過ぎた食品をすみやかに処分しなければならない。

### 食品安全法第49条

食品販売者は、食品ラベルに表示された警告表示、警告説明又は注意事項の要求に基づいて、あらかじめ包装された食品を販売しなければならない。

### 食品安全法第50条

製造・販売食品には、薬品を添加してはならない。  
但し、伝統的な食品や漢方薬材でもある物質は添加することができる。  
伝統的食品でもあり漢方薬材でもある物質の目録は、国務院衛生行政部門が制定し、公布する。

## 4 . 表示制度について

## 4 - 1 . 表示制度について

### 食品安全法第42条

あらかじめ包装された食品の包装には、ラベルがなければならない。ラベルには以下の事項を明記しなければならない。

- (一) 名称、規格、正味含有量、製造日
- (二) 成分又は配合表
- (三) 製造者の名称、所在地、連絡方法
- (四) 品質保証期間
- (五) 製品の基準コード
- (六) 保管条件
- (七) 使用したすべての食品添加物の国家基準における通用名称
- (八) 製造許可証番号
- (九) 法律、法規又は食品安全基準の規定で明記すべきとされているその他の事項。

乳幼児およびその他の特定グループに専門的に供給する主食・補助食品は、そのラベルに主な栄養成分およびその含有量を明示しなければならない。

・食品安全法は、包装された食品の包装上にはラベルを貼付しなければならないと規定し、条文中の事項を明記しなければならないとしている。

・専ら乳幼児及びその他特定のグループの人(特定人群)に供される補助食品は、そのラベルには、主要な栄養成分及びその含有量を明記しなければならない。( 注釈)

注釈

「特定のグループの人」とは、特定の疾患を有する又はアレルギー等の体質を有する等の人を指す。

## 4 - 2 . 表示制度について

### 食品安全法第41条

食品販売者がばら売り食品を保管する際は、保管場所に食品の名称、製造日、品質保証期間、製造者の名称および連絡方法等の内容を明示しなければならない。

食品販売者がばら売り食品を販売する際は、ばら売り食品の容器の外側の包装に食品の名称、製造日、品質保証期間、製造・販売者の名称および連絡方法等の内容を明示しなければならない。

・食品安全法は、未包装の「ばら売り」の食品(散装食品)の表示についても規定している。これは、食品スーパー等でばら売りされる食品の販売過程において、食品が二次的に汚染されるリスクに配慮して、所定事項の表示を義務付けるものである。食品販売事業者がばら売り食品を販売するときは、容器(ケース)等に当該食品の名称、生産期日、製造・販売事業者の名称及び連絡方法等の内容を明記しなければならない。

## 4 - 3 . 表示制度について

### 食品安全法第42条

あらかじめ包装された食品の包装には、ラベルがなければならない。ラベルには以下の事項を明記しなければならない。

- (一) 名称、規格、正味含有量、製造日
- (二) 成分又は配合表
- (三) 製造者の名称、所在地、連絡方法
- (四) 品質保証期間
- (五) 製品の基準コード
- (六) 保管条件
- (七) 使用したすべての食品添加物の国家基準における通用名称
- (八) 製造許可証番号
- (九) 法律、法規又は食品安全基準の規定で明記すべきとされているその他の事項

乳幼児およびその他の特定グループに専門的に供給する主食・補助食品は、そのラベルに主な栄養成分およびその含有量を明示しなければならない。

・食品安全法は、包装された食品の包装上にはラベルを貼付しなければならないと規定し、条文中の事項を明記しなければならないとしている。

・専ら乳幼児及びその他特定のグループの人(特定人群)に供される補助食品は、そのラベルには、主要な栄養成分及びその含有量を明記しなければならない。